

たが、平成〇〇年〇月〇日確認したところ、〇〇〇〇〇の映像を映す方向に変更していた。

この件について、誰（役職・氏名）が、どういう理由で、カメラの向きの変更を指示したか、また、カメラの向きを変更した日時がいつか分かる文書の開示を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年8月21日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年8月26日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

はずであり、誰かの指示があって向きを変えるのであれば、その指示する文書が存在するはずである。監視カメラは、当然何らかの理由があるから動かすわけであって、その動かすための規定は何なのかということである。その文書に、監視カメラの通常の監視方向や、監視カメラを動かす際の運用についての内容が記載されていれば分かるのだが、それを保有していないという実施機関の説明は不自然で不合理なものであり、納得できないということである。

そもそも監視カメラは、設置する段階で監視する方向は決まっているはずである。本件監視カメラの通常の監視方向について、実施機関は〇〇〇〇〇〇を監視しているものだと主張しているが、審査請求人は〇〇〇〇〇を監視しているものだと思っている。監視カメラは、左車線を走る車を監視するためには道路の左側に設置するのが普通だし、右車線を監視するためには道路の右側に設置するのが普通であり、審査請求人が同じ型式の監視カメラを確認した中では、大きい交差点の中央部を監視するもの以外では、左車線を監視しているものはほとんどが道路の左側に設置されていた。なお、本件監視カメラの向きが、平成〇〇年〇月〇日から〇〇月〇〇日までの間、〇〇〇〇〇を監視している状態で一度も変更されていないことは、審査請求人本人も確認しているが、〇〇〇〇〇〇交差点の近辺に自宅のある審査請求人の会社の事務員にも帰宅途中に毎日確認してもらうようにしていたところ、その向きはずっと変わらなかったということである。ただし、平成〇〇年〇月に審査請求人が確認したときには〇〇〇〇を向いており、その翌日にはまた〇〇〇〇〇〇に変わっていて、それ以降は意見陳述日現在も〇〇〇〇〇を向いている。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を

次のように説明している。

1 監視カメラの用途について

監視カメラは、安全で円滑な交通を確保するための交通管制システムを構成する端末装置の一つであり、主に幹線道路の主要交差点の状況を監視し、円滑な交通流を確保するという目的で設置している。〇〇〇〇〇〇交差点は、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇との交差点で、〇〇〇〇への分岐点でもあることから交通量も非常に多いため、本件監視カメラを設置し、日常における交差点の交通流等の情報収集に用いている。

監視カメラは、交通流を監視することが目的であり、道路や交差点周辺の交通流が一番よく確認できる場所を選定して設置し、交通渋滞等が発生した場合に、その流れを円滑にするための情報収集の端末の一つとして活用している。本件監視カメラは、〇〇〇〇〇〇交差点の〇〇〇〇に専用柱を立てて設置し、常態として〇〇〇〇〇に向けて、〇〇〇〇に向かってくる車の渋滞状況等を監視している。これは、特にルールはないものの、一般的な感覚や担当職員の経験則からしても、渋滞が発生する可能性を考慮すると、〇〇〇〇に向かってくる車線の方が通常確認しておくべき情報であるためである。

2 監視カメラの操作について

監視カメラは、秋田県警察本部交通規制課に附置する交通管制センターに設置する交通管制システムの端末装置であることから、その扱いは各端末装置を司る操作卓において遠隔操作により行っている。秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年公安委員会規則第3号）において、同課の所掌事務の一つに「道路交通の管制に関すること」が規定されており、その事務を執る上で、同課員は当該操作卓を介した各種端末の操作を通常業務

の一つとして恒常的に行っており、監視カメラの操作もその例外ではない。

同課員は、例えば交通渋滞が発生した場合で、その周辺に監視カメラがあった場合には、すぐに操作卓で監視カメラを操作して何が原因なのかを確認したり、信号制御で交通流をよくするために監視カメラを動かしながら信号サイクルを変更したりすることがある。また、監視カメラを設置している交差点で交通事故が起きた場合には、無線等でその情報が入りしだい、すぐに操作卓で監視カメラを操作してその現場の状況を確認し、片側交互通行で耐えられるのか、全面通行止めをかけなければならないのか、現場を見ながらそれらの判断をすることもある。このように、監視カメラの向きを変更する際には、関連情報を基にして、担当職員のその時々 の適宜の判断によることになるが、交通流が通常の状態であれば、監視カメラは基本的には同じ方向を監視しており、向きを変えることはない。

なお、〇〇〇〇〇〇交差点は、朝に〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇に向かう右折車があり、当該右折車の交通流を考慮して信号サイクルを変えるために本件監視カメラを操作して交差点の状況を確認することがあることから、数カ月間固定されてまったく動かさないということはない。

3 本件対象文書の不存在について

監視カメラの操作は、交通規制課の通常業務である道路交通の管制業務として、同課員が交通流の監視のために日々恒常的に行っているものであり、かつ、それを文書化するとした諸規定も存在しないため、本件監視カメラの操作に関する文書は作成していない。また、審査請求人が言うところの平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間においても、当然その業務は行われているが、当該業務は行政文書の作成を必要とするものではなく、仮にそれが誰彼の指示によるものであったとしても、それは例外ではない。よって審査請求人が求める行政文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 9月 5日 諮問の受付
- (2) 同 年10月11日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年11月12日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 平成26年 3月17日 審議
- (5) 同 年 4月16日 審査請求人及び諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 5月12日 交通管制センターの現地調査
- (7) 同 年 5月21日 調査結果の報告、審議
- (8) 同 年 9月 1日 審議
- (9) 同 年10月10日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件監視カメラの向きの変更を指示した者、理由及び向きを変更した日時が分かる文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、本件監視カメラの監視方向を変更する際には、秋田県警察交通管制センター運営要綱に基づき、交通規制課長の決裁を受けたうえで行うものであり、当該職務執行に関する文書を作成しているはずである旨主張する。また、監視カメラの通常の監視方向や、監視カメラを動かす際の運用を定めた文書が存在するはずである旨主張する。

これに対して諮問庁は、監視カメラの操作は、交通規制課員が交通流の監視のために日々恒常的に行っているものであり、通常は一定方向を監視

しているものの、交通渋滞や交通事故が発生した場合などには、関連情報を基にして、担当職員の適宜の判断により向きを変更している旨説明する。また、監視カメラを操作する業務について文書化するとした規定も存在せず、本件監視カメラの操作に関する文書は作成していない旨説明する。

この点について、当審査会において交通管制センターの調査を行ったところ、同センターで管理する監視カメラは相当数存在し、交通流が通常の状態であれば一定方向を監視しており、その個々の監視カメラの操作を行う際には、担当職員の判断により操作をしていることが認められた。

また、秋田県警察交通管制センター運営要綱には、監視カメラの操作をする際に所属長等の決裁を受けなければならないとする規定はなく、審査請求人が言うところの運用を定めた文書も存在しないことから、本件監視カメラの操作に関する文書を作成していないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

第7 答申に関与した委員

| 区分 | 氏名 | 職名 |
|------|-------|------------------------------|
| | 阿部千鶴子 | 司法書士 |
| | 池村好道 | 秋田大学教育文化学部教授 |
| 会長 | 柴田一宏 | 弁護士 |
| | 田仲和子 | 消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表 |
| 会長代理 | 三浦清 | 弁護士 |